

## 中期目標の期間終了時の検討及び措置（案）について

地方独立行政法人法第31条では、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時に、当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じることとされており、その検討に当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならないとされています。

つきましては、中期目標の期間終了時の検討及び措置（案）について、下記のとおり、お諮りします。

### 記

#### 1 実施時期について

検討時期は「地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時」とされておりますが、これらを中期目標の期間の終了時に行っても、次期中期目標及び計画に反映させることが時期的に不可能です。

そのため、次期中期目標を策定するこの時期に検討を行い、措置を講じることとします。

#### 2 中期目標期間終了時の検討及び措置（案）について

（地独）京都市産業技術研究所においては、法人の運営状況等について、評価委員会が毎年度評価をおこなっています。この結果（裏面参照。）を踏まえ、検討が必要な3項目につきまして、それぞれ以下のとおり検討し、措置を講じることとします。

検討項目	検討内容及び措置（案）
業務を継続させる必要性	これまでの評価結果から、引き続き、地方独立行政法人の形態で業務を継続させる必要があるものとする。
組織の在り方	左記検討項目については、これまでから評価委員会にて評価を頂戴しているところである。それらの評価結果を踏まえた第2期中期目標を策定し、その目標を法人に指示することをもって、所要の措置を講じるものとする。
組織及び業務の全般	

【参考】評価委員会におけるこれまでの評価結果

年度	評価結果（全体評価）
<p>平成27年度 （平成26年度の実績評価）</p>	<p>全ての大項目評価において、「評価4 中期計画の実現に向けて、計画どおり進んでいる。」と判断したことを踏まえ、中期計画1年目となる平成26年度の業務実績に関する全体評価（総括）は、「中期計画の達成に向け、全体として計画どおり進んでいる。」とする。</p> <p>全体として、年度計画に定めたほとんどの事項はほぼ計画に沿った取組がされており、創意工夫して積極的に取り組まれているものも見られた。</p> <p>ただし、より一層の取組が期待される点もあり、京都市産業技術研究所においては、今回の評価結果を十分とすることなく、年度ごとの取組を強化し、更なる自己改革、自己改善に努められたい。</p>
<p>平成28年度 （平成27年度の実績評価）</p>	<p>中期計画2年目となる平成27年度の業務実績に関する全体評価（総括）は「中期計画の達成に向け、全体として計画どおり進んでいる。」とする。</p> <p>これは、大項目評価が全ての項目で「評価4 中期計画の実現に向けて、計画どおり進んでいる。」と判断されたためであるが、ほとんどの事項において、年度計画で定めた数値目標を上回る成果を挙げており、中には創意工夫して積極的に取り組まれているものも見られたことを勘案すると、全体評価は上記の表現以上に高いといえる。</p> <p>とりわけ、リグノ CNF（セルロースナノファイバー）強化樹脂を一貫製造できるテストプラントの完成に寄与したことは高く評価したい。今後も、引き続き関係機関とも連携して研究開発に精力的に取り組むとともに、地域の産業支援機関として、その成果を市内の中小企業へ波及させることが期待される。</p> <p>産技研は、平成28年度に創設100周年を迎える。これを機に、産技研においては、今回の評価結果に甘んじることなく更なる改革、改善に努められ、世界も視野に入れつつ、その独自の研究開発に邁進されるとともに、利用者目線を重視した情報発信を強化されることを期待したい。</p>